



静岡市

# 静岡市経済変動対策資金特別利子助成金 再受付 に関するお知らせ

前回申請期間中に申請がなかった事業者を対象としたお知らせです。  
下記交付対象者に該当する場合は、下記申請期間中に申請をお願いします。  
**※本通知が送付された事業者が交付対象者とは限りません。下記交付対象者要件をよくご確認の上、交付対象者に該当する事業者はご提出をお願いします。**

## 特別利子助成金とは

静岡市では、県制度融資「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」により借入を行った中小企業者・小規模事業者のうち、売上高が減少した企業の皆さまに対して、借入日から3年以内に金融機関にお支払いした利子相当分について、助成します。（※助成対象期間の3年間、毎年申請が必要です）

## 助成内容

融資実行日から令和2年9月30日までに金融機関に支払った「経済変動対策貸付」にかかる利子相当額について助成金を交付します。  
※融資実行日に引き落とされた利息についても、漏れなく申請して下さい。

## 交付対象者

- (1) 当該融資貸付日に市内に主たる事業所を有すること
- (2) 当該融資について、保証協会の「経営安定関連保証」  
又は「危機関連保証」を利用していること
- (3) 助成金の申込の日まで、引き続き市内に主たる事業所を有すること
- (4) 納期が到来した静岡市の市民税を完納していること

## 申請期間

**令和3年2月10日(水)から3月12日(金) (締切厳守)**

## 申請先・問い合わせ

静岡市 産業政策課 中小企業支援係 TEL: 054-354-2232  
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎5階

※申請に必要な書類等は裏面をご確認ください。なお、詳細についてはHPをご参照ください。